

第三十一号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------|
| (一) | 債務者 | 元江戸川区民 |
| (二) | 債権の名称 | 生活保護費返還金 |
| (三) | 債権の額 | 七万八千三百三十四円 |
| (四) | 債権発生日 | 平成二十二年九月二日 |
| (五) | 債権発生理由 | 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六十三条 |
- 二 放棄する理由
- 債務者が平成二十七年十二月二日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。